

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

## 準備書面（2）

2023年7月24日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

## 第1 答弁書「第11 1」について

### 1 被告の主張

被告は、「戸籍に関する事務（各種の届出の受理や戸籍の記載）」は「市町村長が管掌することから、国籍喪失届につき受理又は不受理処分を行うのは、法務大臣ではなく、市町村長（特別区については特別区の区長）である（戸籍法1条、4条）」として（答弁書40～41頁）、「法務大臣が「国籍喪失届を不受理とした処分」をしたとして、被告（国）に、国賠法1条1項の賠償責任が生じると主張する原告の請求に理由がないことは明らかである。」（同49頁）と主張する。

### 2 原告の反論

#### (1) 法制度と運用

法務大臣は「法務省の長」であるところ（法務省設置法2条2項）、法務省の任務は「基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること」とされており（同3条1項）、この任務を達成するために法務省は、「国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること」（同4条1項21号）、「本邦における外国人の在留に関すること」（同33号）などを所掌事務としてつかさどることと定められている。

また、戸籍法は、「法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」（戸籍法3条1項）、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。」

(同2項)と定めている。これらの権限は、戸籍が国民の身分関係を公証する重要な制度であることから、自治体ごとに区々の事務処理が行われた場合に生じうる誤りや不整合を避け、正確で統一された基準に則った事務処理が全国で統一的に行われることを確保するために、設けられたものである。

このような戸籍事務について、法務省民事局民事第一課は、「戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、法定受託事務として、市区町村長が事務処理している。」と説明している(甲134・3頁)。そして、法定受託事務の前身である機関委任事務については、「必ずしも明文の規定があるわけではないが、地方自治体に機関が国の機関委任事務を執行する場合には、その機関は国の機関とみなされ、当然に法務大臣の指揮を受けるとされている。」(甲135・木佐茂男「訟務制度にみる公共性と法治主義」、『司法改革と行政裁判』300頁)。

また、戸籍法103条2項は、国籍法11条1項によって日本国籍を喪失した場合の手続について、国籍喪失届の届書には「国籍喪失の原因及び年月日」及び「新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍」を記載し、「国籍喪失を証すべき書面」を添付することを定めている。

以上のとおり、戸籍に関する事務は、法務大臣の指揮を受けて地方自治体が執行する国の事務であり、国籍喪失届(戸籍法103条)に関する運用の基準を定めるのは法務大臣である。そして市町村長(特別区については特別区の区長)は、国籍喪失届の受理等について不明な点があれば法務大臣の所管する法務局に照会して対応を行い、管轄法務局長等は、市町村長に対し、報告を求めたり助言、勧告をしたり、さらには指示をすることができる。実際に本件でも世田谷区役所戸籍係担当者は、東京法務局長へ受理照会をしようとしていたという(答弁書33頁第2段落)。

このような制度の仕組みからすれば、市町村長は法務大臣の指示に従って国籍喪失届に関する事務を行うに過ぎず、法務大臣こそが国籍喪失届の受理又は不受理処分を行う主体である。

したがって、原告の国籍喪失届を不受理としたのは、末端の世田谷区役所戸籍係担当者でも世田谷区長でもなく、法務大臣であり、法務大臣による不受理処分はなかったとする被告の主張は失当である。

## **(2) 本件の特殊性**

上でみたとおり、戸籍法103条2項は、外国国籍の志望取得による国籍喪失届の届書には「国籍喪失を証すべき書面」を添付することを求めるのみで、「国籍喪失を証すべき書面」すなわち外国国籍を志望取得したことを証する書面に外国国籍を志望取得した年月日が記載されていることまで求めていない。

ところが本件では、世田谷区役所の担当者が、原告の提示したカナダ市民権証にはカナダ国籍取得の日付が記載されていないことを理由として、国籍喪失届の受理を拒んだ。世田谷区役所の担当者または世田谷区長が法文にない要件を独自の判断で付すことは考えにくく、“外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面”の添付は、法務大臣が戸籍法3条1項に基づいて定めた「基準」が求める要件であったと考えられる。この観点、すなわち法務大臣が法文にない要件を課したために原告の国籍喪失届の受理が拒絶されたという観点からも、原告の国籍喪失届を不受理としたのは末端の世田谷区役所戸籍係担当者でも世田谷区長でもなく法務大臣であるというべきである。

もしここで、仮に本件における不受理処分の主体が法務大臣ではなく世田谷区長であるとされたとしても、その場合、法務大臣は、「市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定める」にあたり“外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面”の添付という戸籍法が課していない要件すなわち法律の委任の

範囲を逸脱した要件を課した点について、国家賠償法上の責任を問われる行為の主体になるというべきである。

また、仮に法務大臣がそのような要件を含む基準を設けていないにもかかわらず世田谷区役所の担当者または世田谷区長が独自の判断で“外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面”の添付が必要であるとして原告の国籍喪失届の受理を拒絶したというのであれば、法務大臣は、地方自治体によるかかる権限逸脱行為を防止するための適切な基準を設けていなかったことの責を負うというべきである。

以上